

慶弔見舞金の贈呈規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県警備業協会（以下「協会」という。）の会員会社に所属する警備員等が、その職務遂行中危害又は災害を受けた場合並びに協会の役員及び会員の代表者（以下「代表者等」という。）に慶弔、見舞い等が必要な場合、慶弔見舞金等の贈呈について必要な事項を定めるものとする。

(警備員等に対する慰労金等の贈呈)

第2条 警備員等に対する慰労金等は、次のとおり贈呈するものとする。

- (1) 死亡した場合 3万円及び楮等（1万円以内）並びに弔電
- (2) 重度障害を受けた場合 3万円以内

(慰労金等の申請)

第3条 代表者等は、所属警備員に慰労金等の贈呈理由が発生したときは、速やかに別記様式により会長に申請するものとする。

(慰労金等贈呈手続)

第4条 前条の申請を受けた場合、会長は第2条の規定に基づき慰労金等の金額を決定し、速やかに贈呈の手続をとるものとする。

(代表者等の慶弔見舞等)

第5条 会員が、創立記念式典を開催する場合は、会長名により祝電を送るものとする。

- 2 代表者等が疾病により概ね30日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらのことが予想される場合は、見舞金（1万円）を贈呈するものとする。
- 3 代表者等が死亡したときは、次のとおり弔意を表す。
 - (1) 葬儀等への参列
 - (2) 弔電
 - (3) 香典等（3万円）
 - (4) 楮等（1万円以内）
- 4 会員の代表者等の配偶者及び1親等の血族が死亡したときは、会長名による弔電を贈るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が理事会の承認を得て定める。

附則

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。